

八重桜名球会会則

第1章 総 則

第1条 (名称)

本会は、「八重桜名球会」と称し、八重桜カントリークラブに所属する会員をもって構成する。

第2条 (目的)

本会は、生涯の最高位ハンディキャップを残すとともに、ゴルフ競技会を開催し、ゴルフを通じ会員相互の親睦と福祉の増進を計り、且つ、八重桜カントリークラブの発展推進母体となることを目的とする。

第3条 (行事)

本会は、目的を達成するために、八重桜カントリークラブにおいて毎月1回木曜日か土曜日に競技会を開催し、年1回4月に年次競技会を開催する。

第4条 (事務局)

本会の事務局を、八重桜カントリークラブに置き、事務局長には同クラブの社員が就任し、本会の運営と事務、会計及び役員会の執行にあたる。

第2章 会 員 及 び 会 費

第5条 (会員の構成)

本会は、第2条に賛同し、個人が開場以来過去最高位のハンディキャップがシングル(9まで)の会員によって構成される。

第6条 (入会)

本会への入会は、所定の申込書を事務局に提出し、役員会の承認を受けなければならない。また入会金は10,000円とする。一旦納入された入会金は、いかなる理由があっても返金しない。

第7条 (会費)

1. 月次競技会の参加会費は、2,000円とし、年次競技大会の参加会費は、5,000円とする
2. 年会費(4月～翌年3月)は、6,000円とし、本会が開催する競技会等の案内書作成費・通信費・役員会等の諸経費にあてる。
月次及び年次競技参加費は、その都度、表彰式に係る賞品・会食費等にあてる。
会費に余剰金が生じた場合は、本会の運営に支障をきたさない範囲の額を年次競技大会において賞品及び会食費等に追加充当しこれを還元する。
3. 一旦納入された会費は、如何なる理由があっても返金しないものとする。
4. 会費の用途については、役員会において協議決定し、競技会及び必要な諸経費等にあてられる。

第8条 (退会)

次の事項に該当する場合は退会とする。

1. 会員が自己都合により退会届を提出した場合。
2. 1年間、年会費未納及び競技会不参加の場合。
3. 原則として休会は取扱わず退会したものとする。

第3章 役 員

第9条 (役員構成)

本会は、次の役員を置き、任期は2年とし、再任を妨げない。

1. 会 長 1名
2. 副会長 3名
3. 幹 事 2名
4. 会 計 1名
5. 監 査 1名

但し、必要あるときは名誉会長及び顧問を置くことができる。

役員は任期満了の場合といえども後任者が就任するまではその職務を執行する。

第10条 (役員選出)

1. 役員は、自薦・他薦の会員及び事務局によって選出される。
2. 会長・副会長には役員会において選出された役員の中から推挙する。

第11条 (役員職務)

1. 会長は、本会の代表者として総てをつかさどる。
2. 副会長は、会長を補佐し会長不在の場合はこれを代行する。
3. 幹事は、本会の運営をつかさどる。
4. 会計は、本会の会計をつかさどる。
5. 監査は、会計監査を行う。

第4章 競 技 会

第12条 (参加申込)

月次競技会の参加申込は、3ヶ月前より競技会前日までに参加を申込まなければならない。申込みをせずに来場した場合にはラウンドできないことがある。

年次競技大会の参加申込は、3ヶ月前より競技開催日の1週間前までとする。

第13条 (競技)

本会の競技規則は、JGA並びに八重桜カントリークラブのローカルルールに従うものとする。本会の競技は、アンダーハンディ競技やその他色々な競技方法でおこなう。また、勝位は、次の順位により決定する。

1. ネットストローク最低者。
2. 同ネットの場合は、ハンディ上位とする。
3. 同ネット・同ハンディの場合は、年齢上位とする。
4. ティ位置について
 - ①70歳以上は、ゴールドティ及びレギュラーティ位置の選択を可とする。
 - ②75歳以上は、3番、12番、14番に限りレディースティ位置を可とする。
 - ③80歳以上は、全ホールにおいてレディースティ位置を可とする。

第14条 (表彰)

1. 競技会の表彰は、下記のとおりとする。
優勝・2位・3位・5位・7位・BB賞、
2. 年次競技会の表彰は、これにニアピン賞、特別賞を付加し表彰する。

第15条 (ハンディキャップ)

八重桜名球会ハンディキャップボードには、過去に取得された最高位のオフィシャルハンディキャップをボードに掲示する。(永久不変)

附 則

本会則に定めるもののほか、会の運営上必要な事項は、役員会によって変更及び決定することができる。

平成27年1月11日制定